

みぶ町政だより



4 月号

昭和52年4月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可 一部9円



▲この写真をさしあげます
睦小学校の入学風景です。希望される方は
企画課（②1234内線50）へご連絡ください。

入学おめでとう

今月の人口

4月1日現在 対前月比

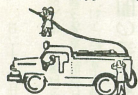
総人口	31,996	119人増
男	15,849	46人増
女	16,147	73人増
世帯数	8,198	83世帯増

壬生町管内の小学校および中学校では、4月8日、9日の両日にそれぞれ入学式が行なわれました。今年、新たに開校された睦小学校を始め8小学校で562名、3中学校で468名が入学されました。各学校の入学生は、次のとおりです。

南大	稲	壬	中	安	北	羽	稲	睦	東	壬	小
崎	生	生	学	学	塚	生	業	井	生	学	校
中	中	中	校	小	小	小	小	小	小	小	校
一七	二	一	八	三	二	一	一	八	二	一	
三	六	三	十	四	三	五	五	五	五	五	
名	四	名	名	名	名	名	名	名	名	名	

5月は「善意高揚の月」です（善意の輪をひろげよう）

— 消 防 費 —

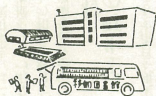


127,418千円
(10,645千円増)

消防団活動の通常経費のほか、防火貯水槽設置工事、消火栓設置に要する経費が計上されています。

そのほか、消防ポンプ自動車の購入や石橋地区消防組合に対する負担金が含まれています。

— 教 育 費 —



608,639千円
(90,387千円増)

小中学校の維持管理費、教育機器など教材、備品の購入に要する経費、そのほか史跡公園整備事業などの社会教育関係の経費が計上されています。

また、小学校体育館2館建設が含まれています。

— 災害復旧費 —

4 千 円
(増減なし)

万一の災害時には、必要な経費を流用することになります。

— 公 債 費 —

90,858千円
(35,821千円増)

町の行っている多くの事業費の一部を大蔵省や郵政省、県などの機関から融資を受けたものの、返済元金、利子です。

51年度では、町営住宅建設、陸小学校校舎建設がこれにあたります。

— 諸支出金 —

3 千 円
(増減なし)

公共用地等の公共財産を購入するための費用です。

— 予 備 費 —

20,000千円
(3,000千円増)

ある費目でどうしても必要な経費が生じた場合に、この費目から充当するために確保されている経費です。

— 労 働 費 —



126,502千円
(125,901千円増)

町勤労者協議会や失対事業就労者などに対する助成金のほか、勤労青少年ホーム建設費などが計上されています。

— 農林水産業費 —



111,599千円
(40,987千円増)

農業振興のための事業費や補助金、園地整備や農道整備事業、野菜新産地育成対策事業、水田総合利用対策事業、農業後継者対策事業など。また今年は2回実施する農業航空散布事業、アメシロ防除の経費と農業委員会に関する経費などが計上されています。

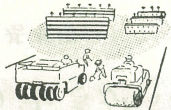
— 商 工 費 —



54,994千円
(9,748千円増)

商工業者への事業資金融資や商工会、商店連合会、たばこ販売組合などへの助成金のほか、消費者行政経費が計上されています。

— 土 木 費 —



471,395千円
(70,722千円減)

要望の多い道路舗装や改良工事など、道路事業の改善のほか、都市計画道路事業の経費が計上されています。また、東下台に町営住宅を建設する経費が含まれています。

快適な環境と 心豊かな人づくりをめざして

52年度の予算

一般会計 25億6,150万円

特別会計 12億6,352万5千円

歳 出

勤労青少年ホーム建設 学校体育館も二校建設

昭和五十一年度の壬生町の予算は、内容的にも積極的な重点事業で編成され、一般会計について見ると、予算総額は二十五億二千五百四十万円で前年度に較べて四億二千三百五十万円（延び率〇・三七％）も延びています。

最少の費用で最大の効果をあげるよう、町民の要望を把握し、出来る限りの事業を予算に組み入れ、執行していきます。

まず、歳出では、教育、生活環

— 民 生 費 —



315,148千円
(50,189千円増)

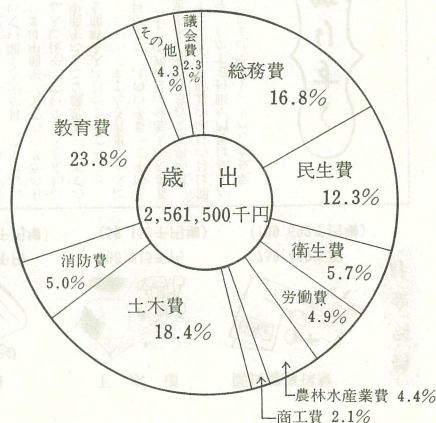
みなさんの生活福祉を目的とする費目で、児童手当や敬老福祉年金、母子福祉の助成、老人医療費の扶助、社会福祉協議会助成などの経費が計上されています。また、国民年金の事務的経費のほか、老人憩いの家、母子センターおよび保育所の維持管理費なども含まれています。

— 衛 生 費 —



144,973千円
(3,748千円増)

環境衛生の向上のために、ゴミ処理、し尿処理、カやハエを駆除する薬剤散布、そのほか各種予防接種に要する経費が計上されています。また、広域行政で行なう火葬場建設負担金もこの費目に含まれています。



— 議 会 費 —



59,209千円
(8,718千円増)

町議会議員30人の議会活動に要する経費、議員の報酬や議員の研修に要する経費、また、「議会だより」の発行経費が主なものです。

— 総 務 費 —



430,758千円
(125,078千円増)

町庁舎の維持管理費、交通安全対策、物品の集中管理、住居表示、各種の統計、交通災害共済加入促進の経費および窓口サービスに要する経費など。また、「町政だより」の発行経費もこの費目に含まれています。

豊かな自然・快適な環境のもと 心のふれあう生きがいをもとめて

壬生町新振興計画 (基本構想) その1

昭和四十六年三月「明るく住みよいそして豊かな」町づくりの建設を目標に、町民一人一人が健康で文化的な生活を送ることをめざす総合的かつ、計画的行政を推進するため、壬生町振興計画を策定いたしました。

私は、この計画を基本に教育の振興、生活環境の整備、住民福祉の向上を本町の柱として関係各位のご支援、ご協力を得ながら一貫した計画行政を遂行してまいります。しかしながら、同計画策定後五年を経過した今日、経済及び社会情勢は大きく変化し、高度経済成長期から安定成長期に移行しております。これらの社会情勢の中で、新しい地域的課題や行政需要にどのように対応し、町政を進められるかが重要な課題であると考えられます。

このような観点から町民多数の「ご意見、ご要望を拝聴し、昭和五十二年を目標に、壬生町新振興計画」を策定いたしました。今後、こ



壬生町新振興計画 作成にあたって

この計画を指針としてこれまでの成果をふまえ、国県等上位機関の計画との関連を見ながら、町民おとめあいの連帯あふれた人間性豊かな町づくりを、自立的、均衡と調和のとれた発展を図るため、計画目標実現にまい進する決意であります。本計画を達成する深い、町議会をはじめ町民各位の深いご理解とご支援、ご協力をいただき町勢のますますの発展を願っております。

おわりに本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました各位に深く敬意を表わすと共に、今後なお一層のご支援をお願い申し上げます。

昭和五十二年三月
壬生町長 佐藤三郎

第一 計画策定の意義

わが国の経済社会は、現在大きな転換期を迎えている。いわゆる景気回復基調の中でも、概的に低速状況にあり、行政の運営にあつてもより、状況にある。

このような状況下において、長期の計画策定は極めて困難と予想されるが、社会経済基調の変化に伴う町民の価値観の変化に対応する必要があり、諸施策の向一層の充実が求められるところである。

それは、国県上位計画(第三次全国総合計画、大泉長期総合計画)を基調として、次の四本の柱に沿って体系化し、人間性豊かな住民生活の充実をめざす諸施策を推進しなければならない。

● 安心豊かな人づくりの推進
● 暮らしよい環境づくりの推進
● 生きがいのある住民福祉の充実
● 豊かな生活を営む産業の振興

このため、限られた財源の重視的、効率的配分に徹し、町民生活の充実と町民全体の基盤整備に役立事業を中心に、長期的かつ総合的視野に立つて、これらを着実に実施し、町民福祉の充実と調和のとれた秩序ある町勢の発展を図ろうとするものである。

第二 計画期間

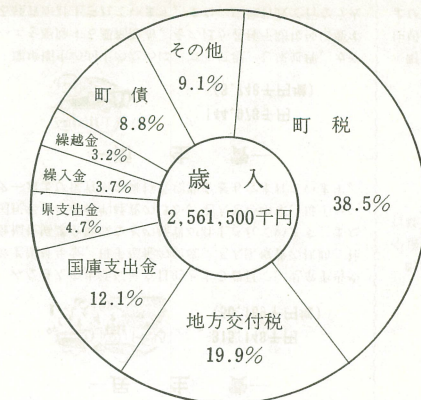
本構想は長期的展望のもと、これを達成させるための大綱を明示し、昭和六十年を目標として、いわゆるマスタープランとしての基本的方向を示したものであり、実施にあたっては町民各位の協力を得て、国県等の整合性を保ちながらその実現を目指すものである。

第三 壬生町の将来像

壬生町は安全快適な環境のもとに、豊かな自然と調和のとれた人間性豊かな町づくりを推進する。そのためには、まず町民一人一人の心がかりあふ地域づくりが必要

- 要であり、その基本となるものはコミュニティである。そのような場でおたがいの手をとり合い、快適な環境をつくり地域文化を育てる。このような活動が町行政に浸透し、はじめて頭書の目的が達成されるものである。
- 基本的な考え方の方にも、このための四本の柱に沿って町民生活の充実した生活を実現するため、新都市形成を自覚し、諸施策を推進しなければならない。
- 身障者に葉書を無料で配布
郵便省は、身障者福祉増進にちなみ、特別な意匠の二十四郵便葉書を、無料で配布する。
- 申出期間 四月一日
- 申出場所 最寄りの郵便局で、所定の用紙に記入し手帳を提示して、申し出て下さい。(用紙は郵便局で役場民生課にありませう)
- 該当者 身障者手帳一二級の方
- 求人説明会の開催
栃木公共職業安定所では、昭和五十二年三月新規卒業者を雇い入れる事業主を対象に、求人説明会を開催します。
- とき 五月二十六日 午後一時三十分
- ところ 栃木商工会議所

入歳 事業の財源は 町税と交付金が柱



「二ページでお知らせした各種事業を行うための財源は、左の図のとおり、みなさんからの納めていた町税および国からの交付税が主たる歳入であり、町税は九億八千四百四十六万一千円、地方交付税は五億一千四百で合せて十四億九千六百四十六万二千円であり、歳入全体の五八・四％に当ります。

すなわち、これらが事業推進の大きな財源となっています。

そのほか、国庫支出金の三億一千三百三十三万、果支出金の一億二千三百三十三万一千円、町債の一億二千五百三十三万が主なもので、なお、歳入の各項目別の割合はグラフのとおりです。

奨学資金	国谷地区土地 区画整理事業	水道事業	下水道	国民健康保険
586千円 (初年度)	58,290千円 (11,111千円減)	136,342千円 (5,782千円増)	308,815千円 (58,153千円増)	759,492千円 (129,692千円増)

くすり箱

その二

院長がバトンを引き受けました。私は専門が眼科ですから、今回は目の救急のお話をします。

目の病気の救急の外来に来る患者さんの大部分は目の外傷です。その中で一番多いのは、ゴミが目に入った患者さんです。

ところでゴミが目に入る時間などは殆ど入らないで、午後に入るものが多いのです。午前中はまだ暖かくて、目が大きく開いていいために、目に入ることが多いのです。統計的にはそのようなことがよくあります。ですから午後に入らないうちに、目に入らないように注意することです。

それから不幸にして目にゴミが入った。これなら早く眼科医に診せて下さい。素人療法はこの際禁物です。こすって傷をつけたら、素人療法で化膿したりしたり大変です。また鉄粉の時は早くサビが出て、一日おいただけでもサビが出て、大きく開いて取りたくてはならない、大きな傷跡を残します。目の中央ですと、それだけ視力も悪くなってしまいます。

それから不幸にして目にゴミが入った。これなら早く眼科医に診せて下さい。素人療法はこの際禁物です。こすって傷をつけたら、素人療法で化膿したりしたり大変です。また鉄粉の時は早くサビが出て、一日おいただけでもサビが出て、大きく開いて取りたくてはならない、大きな傷跡を残します。目の中央ですと、それだけ視力も悪くなってしまいます。

最後に目に強い酸やアルカリの類を入れた時は、一時も早く、最近の水で目を洗って下さい。この際清潔な水がなければ、汚れた水でも結構です。一秒でも早く水洗することが目を救うことになるのです。それからよく眼科医に行けば良いのです。白濁、炎症、洗剤、ヘアーリンス、ヘアースプレーなどを洗って目に入れた場合は、目に入れたままです。

治癒内科大学病院
副院長 関 亮

さて、寛正三年の築城による王
生城の大門は、城の南現在の
城南の西の方)に設けられたため
南の方面が發展し、大手門即ち、
表門の前町といつこから「表

町名由来の考察

筆者 鈴木茂弥

(その二)

町」の名が生まれたものと考えら
れます。
元禄時代には「一丁目から四丁
目まで、四丁目は現在の表町」
であったと云ふ。

元町といふ町名は、
古くからあつた町であること意
味するものと言ふ。

九二年、一八五五年、西暦一六

～自治会長さん今年もよろしく～

昭和51年度自治会長名簿 昭和52年4月20日現在

自治会長さんが、次のとおり決りました。役場からお願いやみなさん
からの要望などを円滑に処理できますよう、ご協力ください。

(玉 生 地 区)					(稲 葉 地 区)				
町名	自治会名	会長名	戸数	班数	町名	自治会名	会長名	戸数	班数
01 下 表 町	小田垣彦四郎	143	13	50	釜ヶ	若林 広	32	3	
02 中 表 町	日永甲子一	51	6	51	原 坪	郷沼 松治	79	7	
03 下 横 町	源田 利雄	78	4	52	鹿 島	梁島 定治	88	10	
04 今 井 井	鈴木 南	60	5	53	下 馬 木	渡辺 武	78	8	
05 上 表 町	土橋 秀男	180	16	54	上 町	三 守一	82	7	
06 東 下 台	橋本 辰蔵	179	14	55	下 町	黒子 浩吉	124	16	
07 城 東 町	大橋 武男	113	10	56	本 郷	高木 治	87	11	
08 舟 町	後藤 実	93	7	57	松 原	榎木 政男	77	7	
09 栄 町	中里 光蔵	98	11	58	西 部	杉山 幸司	69	10	
10 仲 通 町	福田林市郎	98	11	59	中 央	藤原 敏雄	62	7	
11 上 通 町	玉田 重吉	110	9	60	北 原	藤原 健	47	7	
12 三 好 町	飯田勘太郎	117	6	61	台 宿	早乙女 守	42	5	
13 旭 町	吉沢 清	105	8	62	下 坪	木野内喜一	51	5	
14 万 町	足助 実	150	14	63	東 原	石川 昭三	62	4	
15 上 新 町	大柳 清子	120	9	64	榎 沼	金田 善治	40	4	
16 下 馬 木	石塚 文夫	73	5	65	本 坪	大橋喜一郎	120	15	
17 西 高 野	佐藤 一郎	70	9	小 計			1,140	126	
18 城 内 内	松本 万里	170	12						
19 城 南 南	中里 友親	199	15						
20 馬 場 場	橋本 幸明	47	6						
21 原 宿	杉山 進一	30	4	70	北 小 林	刀川 秋男	121	13	
22 田 向	荒川 政雄	37	5	71	安塚 (一)	篠原 勤	350	36	
23 上 坪	寺内 秀義	17	2	72	安塚 (二)	野沢 正	183	19	
24 前 宿	藤原由三郎	58	6	73	上 長 田	中川 良一	133	17	
25 古 坪	山川 三雄	39	3	74	上 田	桑川 幹	155	13	
26 星 宮	小谷野仁一郎	70	5	75	中 原	渡辺 彦市	121	13	
27 至 宝 町	石村 喜市	386	33	76	助 谷	桑川 光義	88	12	
28 六美町北部	田所 金蔵	250	18	77	助 谷 原	小貫 仁義	34	3	
29 ひばり丘	蛭田 昭二	124	14	78	国谷 (一)	郷沼 三男	115	14	
30 緑町一丁目	杉本 保雄	93	8	79	国谷 (二)	吉業 吉生	101	13	
31 緑町二丁目	沖 春雄	92	6	80	国谷 (三)	渡邊 正巳	56	6	
32 幸町一丁目	鈴木 真一	162	15	81	緑町三丁目	田中 純子	44	6	
33 幸町二丁目	飯村 安行	123	12	82	緑町三丁目	小動川有司	141	12	
34 幸町三丁目	赤堀 忠雄	190	12	83	緑町四丁目	佐藤 勇	46	3	
35 幸町四丁目	市村 登寿	55	3	84	国谷外道	渡辺岩五郎	160	15	
36 おもちゃのまち	小林 一男	164	14	85	安塚 (三)	石川 登	146	15	
37 アシタカ	山崎 治行	8	1	86	安塚 南部	吉田勝太郎	126	15	
38 六美町南部	角田 茂之	270	20	小 計			2,120	225	
小 計		4,418	371	合 計			7,678	722	

(南 犬 飼 地 区)

町名	自治会名	会長名	戸数	班数
70 北 小 林	刀川 秋男	121	13	
71 安塚 (一)	篠原 勤	350	36	
72 安塚 (二)	野沢 正	183	19	
73 上 長 田	中川 良一	133	17	
74 上 田	桑川 幹	155	13	
75 中 原	渡辺 彦市	121	13	
76 助 谷	桑川 光義	88	12	
77 助 谷 原	小貫 仁義	34	3	
78 国谷 (一)	郷沼 三男	115	14	
79 国谷 (二)	吉業 吉生	101	13	
80 国谷 (三)	渡邊 正巳	56	6	
81 緑町三丁目	田中 純子	44	6	
82 緑町三丁目	小動川有司	141	12	
83 緑町四丁目	佐藤 勇	46	3	
84 国谷外道	渡辺岩五郎	160	15	
85 安塚 (三)	石川 登	146	15	
86 安塚 南部	吉田勝太郎	126	15	
小 計		2,120	225	
合 計		7,678	722	

守と安葬して城主となつた松
平石京大夫が、城郭の大改造
し大手門を東(現在の足利銀
行王生支店のあたり)に移し
た。一部の民家を街道に移
転させたため、その後、通町
の繁は表町を凌駕するに至
つたと言われている。

以上によつて、上の原。黒
川郷、が中世の地名であり、
近世の地名として「裏町」「通
町」の名が確立されたのは、
四百年から五百年前ごろの
が妥当である。

「表町」と「通町」の町内
名がはじめて記録されて残さ
れているのは「正徳間細帳」
(西暦一七二一年、一八五
年)ではないでしょうか。

正徳年と言ふのは、王生
城第二期の城主である島居忠
英(島居家中央の祖と言われ
ているが、江州水口城(二
万石より王生三万石へ移封
になつて来た年)のことです。

余計になりましたが、忠英が
江州より持つて来たユウガオ
の種子が栃木県特産であるユウ
の起源となつたのです。

正徳間細帳の実名筆者は見
ておられませんが、先輩郷土
の残した資料から、町内名に関係
あるものを表にして紹介いたしま
す。(表は月号に掲載します。)

農業後継者新婚さん激励会

結婚相談所

農業後継者新婚夫婦激励会
に相談員さん感謝する会は、三

月二十九日中央公民館で、多数の
来賓者を迎えて盛大に開かれまし
た。

この会は、王生町結婚相談所の
主催で、相談所長の荒川農事委員

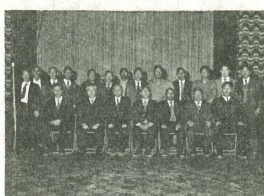
側溝清掃行なう

一 下 表 町自治会

町の保健委員会から、環境整備
モデル地区に指定された下表町自
治会(小田垣四郎会長)では、
環境整備の一環として、三月二
一日自治会員の入達が、側溝と道
路沿いの清掃を行ないました。

銃剣道支部結成と会員募集

栃木国体めざして



昭和五十二年国体が栃木県で行
なわれ、本町の町民体育館を会場
として銃剣道が催されました。
これを機会に、銃剣道を普及啓
蒙するための有志が集い、栃木県銃
剣道連盟王生支部を結成し、去る
三月十二日王生中央公民館で発会
式を行ないました。

なお、会員登録を行なっていま
すから、入会希望者は、次のところ
へご連絡ください。

◆川又康治(王生町緑町一丁目六
番号)電話 六二二三五



よい環境
つくるあなたが
守られる



島居家中興譜について

(その十一)

元康は、大いに怒つて彼は、き
つと今川の家へと行って行くとい
う追かけて討ち取ろうと、元康
自ら馬に乗って駆け出した。

島居家忠、大久保忠正、平岩親
吉、石川数正は、いっしょに討
て行った家臣ら三百余人が、お
いおいに駆けつけて元康のあとに
ついた。

將監は、遂に逃げ去つて行方が
わからなかった。

その後、元康の言つたとおり今
川氏真の所へ行ってしまった。

永禄十一年(一五六九年)、今
川家の仲間が船に乗って家康の軍
を攻めるため、遠江の掛巻の港に
寄つた。

島居家忠、榊原康政、大須賀五
郎左衛門並に、家康の旗本から渡
辺半蔵が駆向つてこれを防ぎ武勇
を振った。

元康元年(一五七〇年)、家康
と信長が、同盟してそれぞれの旗
を立て江州(今の滋賀県)姉川の
戦いで、浅井、朝倉の両軍と戦い
て、元康は、手柄をあげ武勇を振
(註、浅井長政は、近江國の半ば
を領有し越前(今の福井県)の朝

會衆と共に、京都に入つて勢力
を増大した信長に反抗し姉川で戦
つて敗れ、その後も反抗を続け
たが信長は、浅井、朝倉に手
比叡山(大井)を小谷城を統制し
て討死滅亡した。

なお、浅井長政の夫人は、信長
の妹お市の方で、当時、羽柴秀吉
といつた豊臣秀吉がお市の方を救
い出した。

お市の方は、後に信長の家臣で
ある柴田勝家と嫁いだが、越前北
庄の城で信長勢に攻められ勝家
と共に死んだ。

お市の方の娘は、後に秀吉の夫
人となる淀君である。

本当に戦国時代の女の人も大変
でしたな。

結婚は、すべて政略のための結
婚で自分の目的にならず、悲しい
運命に泣きながら死んで行った沢
山の女の人があることは気の毒の
限りで。

武士階級でそここの有様でした
から庶民の苦しみは、しるしにひ
どかつたことでしょう。

◇おこわり「島居家中興譜を全
部現代文に直してわかりやすく註を
加えました。この欄で四年間
ぐらいの分量になつてしまし
た。

余り長くなりますので、これか
らは、中興譜の中で重要な部分と
して掲載することにいたします
」筆者「藍田」

ゴミは指定の場所、指定の日にきちんと出ししょう。

お知らせ



妊婦検診と

血液検査

▽とき 五月二十七日(金)

▽ところ 午後一時三十分から
町総合運動場管理棟
壬生町に居住する妊婦の方、また、結婚される方の血液検査も併せて実施しますので、ご利用ください。

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

赤ちゃん健康相談

▽とき 五月十三日
五月二十日

▽ところ 時間はいずれも午前十一時から午後二時まで
町総合運動場管理棟
壬生町に居住する妊婦の方、また、結婚される方の血液検査も併せて実施しますので、ご利用ください。

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

国民年金

4、5、6月分の納期は5月31日です

三カ月児検診

▽とき 五月十九日

▽ところ 午後一時三十分から
町総合運動場管理棟
壬生町に居住する妊婦の方、また、結婚される方の血液検査も併せて実施しますので、ご利用ください。

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

ジフテリア予防接種(第一期、第二期)

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

一般健康相談

▽とき 五月六日、六月三日

▽ところ 時間はいずれも午前十一時から午後二時まで
町総合運動場管理棟
壬生町に居住する妊婦の方、また、結婚される方の血液検査も併せて実施しますので、ご利用ください。

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

▽持参するもの 母子健康手帳
▽接種(第一期、第二期) 昭和四十八年四月一日から五十年四月一日までに生まれたお子さん

五月の当番医師

◎当番医師の往診はできません。

日	町名	医師	電話
一日	上稲	渡辺	10300
二日	栄	松本	20020
三日	上稲	渡辺	20020
四日	上稲	渡辺	20020
五日	上稲	渡辺	20020
六日	上稲	渡辺	20020
七日	上稲	渡辺	20020
八日	上稲	渡辺	20020
九日	上稲	渡辺	20020
十日	上稲	渡辺	20020
十一日	上稲	渡辺	20020
十二日	上稲	渡辺	20020
十三日	上稲	渡辺	20020
十四日	上稲	渡辺	20020
十五日	上稲	渡辺	20020
十六日	上稲	渡辺	20020
十七日	上稲	渡辺	20020
十八日	上稲	渡辺	20020
十九日	上稲	渡辺	20020
二十日	上稲	渡辺	20020
二十一日	上稲	渡辺	20020
二十二日	上稲	渡辺	20020
二十三日	上稲	渡辺	20020
二十四日	上稲	渡辺	20020
二十五日	上稲	渡辺	20020
二十六日	上稲	渡辺	20020
二十七日	上稲	渡辺	20020
二十八日	上稲	渡辺	20020
二十九日	上稲	渡辺	20020
三十日	上稲	渡辺	20020

時間は午前九時から午後四時

年十月発足しましたが、今年度から新たに、町単独事業として十才以上の(義務教育終了後二十才未満の子(但し、社会保険の被保険者)に、母または養育者に所得税が課せられていない家庭を対象に医療費の一部を助成することになりました。該当者は役場民生課へ申請してください。

交通安全

巡回相談所

▽とき 五月十日(火)

▽ところ 栃木市役所
交通安全に関することならどんなことでも相談に応じておきますから、お気軽にお出掛けください。(無料です)

廃犬引き取り日

▽とき 五月十一日(水)

▽ところ 時間はいずれも午前十一時から午後二時まで
町総合運動場管理棟
壬生町に居住する妊婦の方、また、結婚される方の血液検査も併せて実施しますので、ご利用ください。

お知らせが出来ますから早く配布しましょう。

寡婦家庭医療費の助成について

今年度から、町単独事業として寡婦家庭医療費の助成事業が発足しました。この事業は、寡婦の健康保持をはかるため、医療費の一部を町が助成する制度です。助成対象者は、夫と死別または離婚した人、現在婚姻(婚姻届の有無に関係なく事実婚姻関係と同様の事情にある場合を除く)をしていない人で、本人または扶養義務者に所得税が課せられていないことが助成の条件となります。該当者は、役場民生課へ申請してください。

今年度から、町単独事業として寡婦家庭医療費の助成事業が発足しました。この事業は、寡婦の健康保持をはかるため、医療費の一部を町が助成する制度です。助成対象者は、夫と死別または離婚した人、現在婚姻(婚姻届の有無に関係なく事実婚姻関係と同様の事情にある場合を除く)をしていない人で、本人または扶養義務者に所得税が課せられていないことが助成の条件となります。該当者は、役場民生課へ申請してください。

今年度から、町単独事業として寡婦家庭医療費の助成事業が発足しました。この事業は、寡婦の健康保持をはかるため、医療費の一部を町が助成する制度です。助成対象者は、夫と死別または離婚した人、現在婚姻(婚姻届の有無に関係なく事実婚姻関係と同様の事情にある場合を除く)をしていない人で、本人または扶養義務者に所得税が課せられていないことが助成の条件となります。該当者は、役場民生課へ申請してください。

お知らせが出来ますから早く配布しましょう。